



平成 28 年 11 月 17 日

各 位

会社名 株式会社アトラエ
代表者名 代表取締役 新居 佳英
(コード番号：6194 東証マザーズ)
問合わせ先 ADMプロジェクト 田宮 圭一郎
TEL. 03-6435-3210

当社全従業員に対する特定譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 17 日開催の取締役会において、下記のとおり、当社全従業員（アルバイトを除く。）に対する特定譲渡制限付株式（所得税法施行令第 84 条第 1 項に規定する特定譲渡制限付株式をいいます。以下同じ。）としての新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成 28 年 12 月 8 日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 3,500 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 9,450 円
(4) 発 行 総 額	33,075,000 円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	本新株発行に係る取締役会決議日時点における当社の全従業員（アルバイトを除く。）35 名 3,500 株
(8) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、知識産業社会にシフトしつつある今日の社会における株式会社のあるべき姿として、取締役と従業員が垣根なくチームとして一致団結し、株主価値の向上を常に意識しながら会社経営を行うことこそが重要であると考えております。かかるあるべき姿を体現するため、当社は出世や肩書等の概念を撤廃することで、フラットな組織体系の構築を目標として掲げるとともに、小規模組織でありながらも高い生産性を維持しています。また、組織に属するすべての人が経営的視点を持ち職務執行にあたることこそが、今後の事業運営において当社の最大の強みになると考えております。

そのような考え方にに基づき、当社は、これまで、取締役（社外取締役を除く。）及び創業初期より当社の発展に寄与した一部従業員を対象に、業績向上に対する意欲を高めることを目的としてストックオプションを発行

してまいりました。しかしながら、今般、従業員がより早期に株式を保有して株主のみなさまと同じ目線で職務を遂行することができるように、全従業員（アルバイトを除く。）に特定譲渡制限付株式を付与することが当社の目指すべき組織論に最も適すると判断いたしました。

なお、取締役（社外取締役を除く。）については、行使期間が到来し又は間もなく到来するストックオプションを保有しており、当該ストックオプションの行使により株式を保有することが合理的に期待できることから、今回の特定譲渡制限付株式の付与の対象とはしておりません。

本新株発行に当たっては、従業員は、当社から支給された金銭債権を現物出資財産として払込み、当社の株式について発行を受けることとなります。また、上記の目的を達成するため、当社と従業員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。本割当契約の概要は下記3.に記載のとおりです。

本新株発行においては、従業員が株式を保有して株主のみなさまと同じ目線で職務を遂行することができるようにするという目的や、譲渡制限が解除された場合における株式市場における処分可能性等を考慮し、割当ての対象者となる各従業員に対して、それぞれ当社の1単元の株式数である100株を基礎とした株式数を割り当てることにいたしました。また、中長期的な業績向上に向けた従業員の意欲を高めるという観点から、譲渡制限期間は3年間といたしました。今後の従業員に対する特定譲渡制限付株式の付与については、本新株発行の効果、各事業年度の当社業績及び株式市場への影響等を斟酌し決定する予定です。

なお、当社の株式を引き受けるかどうかは従業員の任意ですので、当社の株式は、その引受けを希望する従業員に対してのみ発行されることとなります。また、本新株発行においては、当社の株式を引き受ける従業員に対して、現物出資するための金銭債権が当社から支給されますので、本新株発行により従業員の賃金が減額されることはありません。

本新株発行により発行される新株式については、平成28年9月30日を基準日とする当社第13期定時株主総会に係る議決権は付与しません。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

従業員は、平成28年12月8日から平成31年12月7日までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、原則として、従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の使用人の地位にあったことを条件とし、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部（ただし、従業員が、譲渡制限期間中、休職等の事由により連続して1月以上勤務できなかった場合は、36から当該勤務できなかった月数（以下「休職等月数」といいます。）を引いた数を36で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式）につき、譲渡制限を解除する。ただし、従業員が、当社又は当社の子会社の使用人のいずれの地位からも会社都合その他の正当な理由又は死亡により退職した場合には、当該退職の直後の時点をもって、払込期日を含む月から当該退職した日を含む月までの月数（ただし、休職等月数を除く。）を36で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）について、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

譲渡制限が解除されていない本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、従業員がSMBC日興証券株式会社に開設した口座で管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数（ただし、休職等月数を除く。）を36で除した数に、当該承認の日において当該従業員が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成28年11月16日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所マザーズ市場における当社の普通株式の終値である9,450円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は東京証券取引所における当社の普通株式の1ヶ月（平成28年10月17日から平成28年11月16日まで）終値単純平均値である9,726円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率2.93%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、3ヶ月（平成28年8月17日から平成28年11月16日まで）終値単純平均値である8,827円からの乖離率△6.59%、及び東京証券取引所マザーズ上場以降（平成28年6月15日から平成28年11月16日まで）終値単純平均値である8,762円からの乖離率△7.28%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上